

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下は、当センターの平成21年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）における各勘定の業務の実績について記載しています。

【一般勘定】

(1) 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

国立大学法人等の財産管理に資するための情報収集及び情報提供を図るとともに、専門家による法律相談を実施しました。

【実績】

相談等の 内容区分	土地建物の 処分関係	土地建物の 維持・管理関係	その他	合計
相談 件数	8 (0)	9 (3)	7 (4)	24 (7)

※（ ）は法律相談で内数

(2) 寄附金の受入れ及び配分

国立大学法人等に配分を行うべき寄附金については、受入れはありませんでした。

なお、本事業については、『『独立行政法人国立大学財務・経営センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案(平成18年12月15日文科科学省)』に基づき、平成21年3月をもって、廃止しました。

(3) 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

① 大学の財務・経営に関する調査研究活動

ア 国立大学法人における基盤的教育研究経費に関する研究

国公立大学予算の積算根拠に関する歴史的研究、「学生一人あたり教育費」や「教員一人あたり研究費」などの教育研究の単位コスト (unit cost) に関する実証的研究、政府予算・補助金の算出根拠に関する国際比較研究の3領域における研究を進めるとともに、研究の進捗にあわせて4回の研究会を開催し、検討を深めました。

イ 国立大学における授業料の設定等に関する研究

アメリカ及びヨーロッパ主要国との比較分析を行うとともに、各国立大学の授業料水準の動向や、明治期から現在に至るまでの授業料水準に関わる時系列的分析、授業料が大学財務経営に与える影響の検討を踏まえて、4回の研究会を開催し、議論を深めました。

ウ 国立大学附属病院の経営実態に関する研究

平成21年9月から国立大学附属病院の経営実態把握のため、各大学等の収集分析しているデータの整理、経営管理及び財務管理システムの運用状況、大学病院としての特殊性等の経営への影響等について調査研究を本格的に開始しました。

なお、この取り組みは、文科科学省独立行政法人評価委員会による評価結果において調査・研究の必要性が指摘されたこと、平成21年6月18日参議院文教科学委員会に

において、国立大学附属病院の運営状況の把握等の必要性が議論されたことにも的確に応えるものとなっています。

② 内外の高等教育財政に関する調査研究活動

ア 高等教育機関設置形態に関する国際比較研究

現行国立大学法人制度の国際的見地からみた位置づけを確認し、今後の制度的発展に向けた議論に資するため、先導的・大学改革推進委託事業を受託し、米国、英国、ドイツ、フランス、オーストラリア、中国、韓国と我が国との比較を通じた大学の設置形態に関する調査研究を実施し、平成21年度末で研究の取りまとめを行い報告書を作成しました。

イ 米国における州立大学の財政・財務に関する調査・研究

米国大学経営管理者協会(NACUBO)の研究会に参加し、米国の高等教育財政の現状と機関ベースにおける対応策について、情報収集と意見交換を行いました。また比較国際教育学会(CIES)に参加し、その高等教育部会において大学改革の世界的動向と財政問題に関する情報収集と意見交換を行いました。

ウ 欧州における大学の財政・財務に関する調査・研究

欧州高等教育学会(EAIR)の年次フォーラムにおいて、英国を含めた欧州の高等教育財政と機関マネジメントのトレンド、教育成果、学術研究及び社会への波及効果に関する最新の研究成果について情報収集と研究交流を行いました。またフォーラム終了後にはフィンランドにおける新しい大学法に基づく改革の設計と経過等の調査を行いました。

エ 中国の高等教育財政に関する調査・研究

平成20年度にセンター客員教授を務めた北京大学教育学院准教授と密接に連絡をとり、最新情報の収集に努めています。

オ その他の国際研究交流

平成21年5月に国際公会計研究学会で「国立大学法人が独立行政法人や国の会計基準と異なるモデルによって運用されていることを、統一的なモデルで運用しているアングロサクソン諸国と比較分析をした」研究成果を報告しています。また平成21年9月には欧州行政学会で「国立大学における業績主義予算の実証分析」について研究成果を発表し、海外の研究者と知見を交換しています。

③ 国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析

ア 関係資料の収集

「国立大学の財務 平成21年度版」の刊行に関連して、平成20年度の国立大学法人の財務諸表及びその他財務資料(予算、収支計画及び資金計画など)を収集しました。

イ 国立大学法人の財務・経営に関する分析

収集した財務諸表等の分析について、「国立大学の財務」の取りまとめ方針を検討する会議(国立大学法人財務分析研究会)における検討と併行して、編集の枠組み及び財務・経営に関する分析指標としての指標群(財務の健全性・安定性、活動性、発展性、効率性及び収益性)の研究開発を前年度から継続して行いました。

④ IMHE事業等への参加

ア OECDのIMHE(高等教育機関マネジメント)事業への参加等

平成21年12月に高等教育機関における施設マネジメントに関するIMHE会議に参加し、主として欧州各国の大学施設整備の状況について情報収集を行った。また、2010年は欧州高等教育圏(EHEA)形成(ボローニャ・プロセス)の目標年となっているため、

欧州の高等教育の動向に特に注目し、平成21年11月に欧州大学協会(EUA)主催第4回欧州品質保証フォーラム、平成22年3月にはEUAのTrend2010発表会議に参加し、ボローニャ・プロセス最終年の総括を確認しました。

イ 外国人研究員(客員教授)の招聘

平成21年度は、外国人研究員(客員教授)として、ノルウェーのオスロ大学教授を招聘し、日本の国立大学法人制度を国際的視点から検討するとともにノルウェーの高等教育制度との比較研究を実施しました。

⑤ 調査研究成果の公開

高等教育財政・財務研究会、シンポジウム、講演会並びに研究紀要の刊行等を行いました。

(4) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、次のとおり刊行物などを通してマネージメントに関する情報の提供及び交流を行いました。

- ① 財務・経営に関する調査研究成果の提供(「大学財務経営研究第6号」の刊行・配布)
- ② 「国立大学法人経営ハンドブック」の作成・配布
- ③ 「国立大学の財務」(平成21年度版)の刊行・提供
- ④ 「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」の開催
- ⑤ 「国立大F&Mマガジン(メールマガジン)」の発刊

(5) 財務及び経営の改善に関する協力・助言

実務の現場で活躍する各国立大学法人等の部・課長等を、経営相談室の財務経営支援研究会もしくは病院経営支援研究会の調査・相談員として委嘱し、それぞれの研究会において、国立大学法人等の現場で直面している問題の解決や業務の改善に資するため、先進事例の収集、国立大学法人等の職員自ら企画・実施する勉強会の開催等の活動を展開しました。

『財務経営支援研究会調査・相談員 16名 病院経営支援研究会調査・相談員 16名』

(平成21年度)

【財務経営支援研究会】

① 取組事例の情報提供

各国立大学法人の先進事例等の取組事例を取りまとめ、情報提供することを目的に、実績報告書からの抽出作業を行い、「平成20事業年度国立大学法人財務・経営に関する取組事例」としてホームページに掲載しました。

さらに、その中から3つの事例について調査・相談員による訪問調査を行い、調査結果について取りまとめました。

② アンケート調査の実施

各国立大学法人において今後の業務に資する情報となることを期待し、調査相談員等の協力のもとアンケート様式等を作成のうえ、大学経営における先進的取り組みに関するアンケート(授業料等・人事評価)を実施しました。授業料等については、すべての国立大学法人、人事評価については76の国立大学法人から回答いただき、定量的データに加工のうえ、全国立大学法人へ調査結果をフィードバックしました。

③ 第3回国立大学法人若手職員勉強会の開催

経営相談事業の一環として、国立大学等の経営向上及び継続的な発展を支援することを目的として、国立大学法人等の若手職員を対象とした勉強会を開催しました。

私立大学教授による基調講演、全体討議・分科会・発表等の内容で現場職員が目線で企画・構成され、活発な討議等が行われました。

さらにフォローアップとして、分科会等の検討結果を取りまとめ、ホームページに掲載しました。

『開催日：平成21年11月12日～13日

参加者数等：国立大学、大学共同利用機関、国立高等専門学校機構、国立大学協会

113名』

④ 第2回国立大学法人係長クラス勉強会の開催

経営相談事業の一環として、実務面でのリーダーとして一層の資質向上及び企画力・判断力を備えることが重要である国立大学法人等の係長クラスを対象とした勉強会を開催しました。

独立行政法人理事による基調講演、グループワーク・全体討議といった内容で現場の係長自らが企画・構成し、活発な議論等が行われました。

さらにフォローアップとして、グループワークの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載しました。

『開催日：平成22年1月20日～21日

参加者数等：国立大学、大学共同利用機関、国立高等専門学校機構、国立大学協会

84名』

【病院経営支援研究会】

① 取組事例の情報提供

各国立大学附属病院の先進事例等の取組事例を情報提供するため、各国立大学附属病院より先進事例等について推薦いただき、取りまとめた結果を情報提供しました。

さらに、取りまとめた事例の一部について取組事例ワーキンググループによる各国立大学附属病院への訪問調査を行い、調査結果について取りまとめました。

② 第3回国立大学附属病院若手職員勉強会の開催

経営相談事業の一環として、モチベーションの向上、スキル向上、人脈ネットワークの構築等、国立大学附属病院の活性化を目的として、国立大学附属病院の若手職員を対象とした勉強会を開催しました。

病院事務部長からの基調講演、パネルディスカッション・ワークショップ・発表・全体会といった内容で病院の若手職員が企画・構成し、活発な議論等が行われました。

さらにフォローアップとして、各ワークショップの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載しました。

『開催日：平成21年11月19日～20日 参加者数等：国立大学附属病院、文部科学省

97名』

③ 人事労務ワークショップの開催

各国立大学附属病院における「病院職員としての明確な将来像を見出すこと」を目的として、国立大学附属病院の人事労務系の職員を対象としたワークショップを開催しました。

人事労務の専門家による講演、グループワーク・全体討議といった内容で、病院の人事労務系職員が企画・構成し、活発な議論等が行われました。

『開催日：平成21年10月13日～14日 参加者数等：国立大学附属病院 56名』

④ 医事ワークショップの開催

各国立大学附属病院において、病院収入確保上からも重要である医事業務について、現場実務での課題・事例に基づく情報の共有化を目的として、国立大学附属病院の医事担当者を対象としたワークショップを開催しました。

民間病院職員の基調講演、ワークショップ・発表及び全体討議といった内容で医事担当職員が企画・構成し、活発な議論等が行われました。

さらにフォローアップとして、ワークショップの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載しました。

『開催日：平成22年2月18日～19日 参加者数等：国立大学附属病院 83名』

【経営相談等】

若手職員勉強会(財務経営・病院経営)、(病院経営)契約手法改善ワークショップ参加者、医事ワークショップ参加者によるメーリングリストを作成し、相談、情報提供、情報交換等に活用しました。

- ・勉強会メーリングリストの活用による相談等件数 85件

【財務経営 6件 病院経営 79件】

- ・契約手法改善WS・医事WSメーリングリストの活用による相談等件数 218件

【契約WS 138件 医事WS 80件】

(6) 大学共同利用施設の管理運営

① 施設の利用促進

ア 広報活動の充実

大学共同利用施設の利用促進については、稼働率の向上を目指し、引き続き会議室等に係る利用案内の窓口配布、当センター主催の会議等の機会に宣伝及びパンフレットの配布、メルマガにおいて周知する等PRに努めています。平成21年度は下記の取組を行いました。

- ・パンフレットのリニューアル
- ・DMの発送等

イ 情報提供サービスの充実

共用会議室予約システムにより、センターのウェブサイトから共用会議室の空室状況の確認及び予約申請ができるサービスを提供しています。

ウ 施設利用に伴うサービスの提供

利用者の要望に応じて、会議の下見サービスや会場設営サービスを実施しています。

エ 業務の外部委託の促進

平成21年度は引き続き下記について外部委託を実施しています。

- ・予約受付補助業務
- ・利用者サポート業務
- ・会場設営サービス業務
- ・請求補助業務
- ・会議室予約管理システム管理業務

オ その他

平成21年度は、会議室201～203の利用促進のため、会議室間の壁を撤去し、一体利用を可能としました。これに伴い3室一体利用時の割引料金の新設を行う料金改訂を行うとともに、その内容をホームページ及びメルマガにより周知を行いました。

② 大学共同利用施設の稼働率

平成21年度の平均稼働率は、67.43%（前年度53.69%）でした。前年度比13.74ポイントの増加となり年度計画の目標を達成しました。

③ アンケート調査結果

利用者へのアンケート調査の結果、満足度は100%でした。平成16年度から平成19年度における平均満足度91.58%以上となり年度計画の目標を達成しました。また、アンケート及び口頭による利用者からの要望については、速やかに対応しました。

アンケート調査の回収率については、24.05%（前年度12.56%）でした。回収率の向上のための取組として、8月に学術総合センター1階・2階にアンケート箱を設置したほか、アンケート提出に協力していただくよう促しました。

④ キャンパス・イノベーションセンターに係る経過措置

キャンパス・イノベーションセンターの施設等については、経過措置として国の要請に基づき東京工業大学及び大阪大学へ無償で貸付を行いました。

(7) 国立大学法人財務・経営情報提供システムの運用

国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、各国立大学法人等の経営改善の検討に資するため、平成20年度決算データの整理・追加等を行い、平成22年3月から追加データを含めた供用を開始しました。また利用促進のため「データ更新のお知らせ」を利用機関に周知しました。

平成21年度は、新たに2国立大学法人から利用登録申請があり、平成21年度末における利用登録は、80国立大学法人、4大学共同利用期間法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、社団法人国立大学協会となっています。

【施設整備勘定】

以下は今後、センター債券により調達した資金を経理することとなる当センター施設整備勘定に係る平成21年度における事業の実績について記載しています。

(1) 施設費貸付事業の実績

① 一般概況

本年度は、施設費貸付事業に係る文部科学大臣の定めに基づき、32の国立大学法人の87事業に対し、附属病院収入による債務の償還を前提として、当該国立大学法人の附属病院の施設整備等に必要な資金として、58,170百万円の貸付を行いました。

なお、貸付に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程（平成16年8月2日理事長決定）に基づき、貸付条件、償還確実性の審査、資金の貸付の決定等について適正に実施しました。

② 貸付条件

施設費貸付事業の貸付条件は、事業区分別に以下のとおりでした。貸付条件は、当センター一の貸付財源の主要な調達先である財政融資資金からの借入条件とほぼ一致しています。

区 分	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付金利
施設の設置又は整備に必要な資金（施設整備費）	25年	5年	20年	財政融資資金借入金利と同率
設備の設置に必要な資金（病院特別医療機械整備費）	10年	1年	9年	財政融資資金借入金利 +0.2%

③ 担 保

施設費貸付事業に係る資金の貸付に当たっては、償還確実性を確保する観点から、貸付の対象となる施設又はその敷地を担保に徴するとともに、第一順位の抵当権を設定登記することとしています。

このため、本年度に貸付を行った32の国立大学法人からは、附属病院に係る土地等を担保として提供を受けています。

④ 再貸付事業の状況

本年度においては、平成17年度から平成19年度までに発行したセンター債券の貸付に係る元金相当額1,666百万円及び平成19年度並びに平成20年度に実施した再貸付に係る元金相当額123百万円の回収が行われました。その内1,759百万円と、平成20年度に回収したセンター債券の貸付に係る元金相当額15百万円については、国立大学法人の病院特別医療機械整備費への貸付の財源に充当した。なお、残額31百万円については、平成22年度に満期となる第1回センター債券の償還財源としています。

⑤ 貸付実績

本年度の貸付実績は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	当初予算額	前年度繰越額	予算現額	貸付額	翌年度繰越額	貸付不用額
施設整備費	(28法人) (55事業) 37,683	(1法人) (1事業) 377	(28法人) (56事業) 38,060	(28法人) (56事業) 35,072	(3法人) (3事業) 184	(21法人) (32事業) 2,804
病院特別医療 機械整備費	(28法人) (31事業) 23,591	—	(28法人) (31事業) 23,591	(28法人) (31事業) 23,097	—	(12法人) (13事業) 494
合 計	(32法人) (86事業) 61,274	(1法人) (1事業) 377	(32法人) (87事業) 61,652	(32法人) (87事業) 58,170	(3法人) (3事業) 184	(24法人) (45事業) 3,299

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合があります。

⑥ 調達財源

本年度の貸付財源は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	予 算 額				調 達 額				不用額等	
	財政融資資金		債券 発行	再貸付	財政融資資金		債券 発行	再貸付	財政融資資金	
	計画額	繰越額			計画額	繰越額			繰越額	不用額
施設整備費	37,683	377	—	—	34,695	377	—	—	184	2,804
病院特別医 療機械整備費	16,817	—	5,000	1,774	16,323	—	5,000	1,774	—	494
合 計	54,500	377	5,000	1,774	51,018	377	5,000	1,774	184	3,299

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合があります。

⑦ 貸付金の回収状況及び借入金の償還状況

貸付金の回収状況及び財政融資資金への償還状況は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	債務償還の状況						債権回収の状況		
	前年度末 債務残高	借入額	前年度繰 越借入額	元 金 償還額	年度末 債務残高	利 子 支払額	元 金 回収額	年度末 債権額	利 子 回収額
財政融資資金	293,879	51,018	377	8,835	336,439	4,255	10,625	361,405	4,666
センター債券	20,000	5,000	—	—	25,000	243			
合 計	313,879	56,018	377	8,835	361,439	4,498			

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合があります。

※ 国立大学法人からの元金回収額とセンターの財政融資資金への元金償還額には、国立大学法人からの繰上償還額（44百万円）を含みます。

※ 国立大学法人からの利子回収額とセンターの財政融資資金への利子支払額には、国立大学法人からの繰上償還に伴う弁済補償金（2百万円）を含みます。

※ 国立大学法人からの元金回収額とセンターの財政融資資金への元金償還額の差額は、再貸付及びセンター債券償還財源に充当しています。

※ 国立大学法人からの利子回収額とセンターの財政融資資金への利子支払額の差額は、センター債券に係る利子支払額及び債券発行諸費用に充当しています。

※ なお、平成22年3月末において貸倒懸念債権等は存在しません。

(2) 承継債務償還

① 一般概況

当センターは平成16年4月1日に法人化する際、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しています。

当該債務は、国立大学法人法附則第12条第1項により、文部科学大臣が定める国立大学法人が当センターに対し文部科学大臣が定める額を負担することとされており、当センターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行いました。

② 国立大学法人による保証

当センターの承継した債務の償還確実性を確保するため、国立大学法人法附則第12条第3項により、文部科学大臣が定める額を負担することとなった国立大学法人は、当センターの承継した債務を保証しています。

- ③ 承継債務の償還状況
承継債務の償還実績は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	承継債務償還の状況					債務負担金債権の回収状況	
	債務承継額	前年度末 債務残高	元 金 償還額	年度末 債務残高	利 子 支払額	元 金 回収額	利 子 回収額
附属病院整備に係る 債務	1,000,987	624,493	66,181	558,312	17,163	66,181	17,163
附属病院整備以外に 係る債務	3,750	—	—	—	—	—	—
合 計	1,004,737	624,493	66,181	558,312	17,163	66,181	17,163

- ※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合があります。
 ※ 承継債務のうち「附属病院整備以外に係る債務」は、平成16年度で全ての償還が終わりました。
 ※ 平成21年度の債権回収については、要回収額66,181百万円に対し、その全額を回収し、回収額については全額を国に償還しました。
 ※ なお、平成22年3月末において貸倒懸念債権等は存在しません。

(3) 施設費交付事業

① 一般概況

施設費交付事業に係る文部科学大臣の定めに基づき、90の国立大学法人等の100事業に対し、施設整備等に必要な資金として、23,309百万円を交付しました。

なお、交付に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）等に基づき、適正に実施しました。

② 交付財源

ア. 法人設立当初に旧国立学校特別会計から承継した財産

区 分	種類	承継日	承継額
旧国立学校特別会計の積立金	現金	H16. 4. 1	72億円
旧国立学校特別会計の特別施設整備資金	現金	H16. 4. 1	26億円
旧国立学校特別会計の決算剰余金	現金	H16. 7. 1	229億円
旧特定学校財産	土地等	H16. 4. 1	297億円
合 計			624億円(※)

- ※ 当該承継額は、平成16年度において独立行政法人通則法第四十四条第一項本文の規定による整理を行った後、翌事業年度以降の交付事業の財源に充てるため、センター法第15条積立金として計上され、平成21年度末現在、344億円となっています。

イ. 国立大学法人等からの財産処分収入納付金

国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一定割合（26頁「※一定割合」をご参照下さい。）を当センターへ納付してもらう仕組みとなっています。

平成21年度は、6国立大学法人及び1大学共同利用機関から13,278百万円の納付がありました。

③ 交付実績

本年度の交付実績は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	交付決定額	支払済額	確定額	次年度 確定見込額 (複数年事業)	不用額
営繕事業費	(90法人) 5,507	(90法人) 5,507	(90法人) 5,332	(6法人) 175	—
不動産購入費	(3法人) 17,802	(3法人) 17,802	(3法人) 5,702	(1法人) 12,100	—
総 計	(90法人) 23,309	(90法人) 23,309	(90法人) 11,034	(7法人) 12,275	—

(4) 旧特定学校財産の管理処分

① 当センターは法人設立当初、施設費交付事業の財源に充てるため、旧国立学校特別会計から、以下の財産を承継しました。

区 分	面積	評価額	状 況
大阪大学医学部等跡地 (大阪市北区中之島)	126㎡	7百万円	平成17年度売却済み
広島大学本部地区跡地 (広島市中区東千田町)	68,334㎡	99億円	平成16年度一部(2万2千㎡)売却済み
東京大学生産技術研究所跡地 (港区六本木)	29,988㎡	199億円	平成19年度から段階的に売却 平成21年度まで約9千㎡売却 済み。未売却の土地は国立新美 術館用地として貸付中

② 上記財産の本年度における管理処分状況は以下のとおりです。

ア. 広島大学本部地区跡地の状況

広島大学本部地区跡地（以下「跡地」という。）については、広島市が中心となって立ち上げた「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）として、その利用が図られることになり、その事業予定者が平成19年4月24日に決定されました。センターは、その跡地の処分について、プロジェクト事業予定者と協議を進めてきましたが、平成20年8月13日に事業予定者の代表会社の民事再生手続きが開始され、同年9月8日に事業予定者から撤退の申し出がなされました。

さらに、次点の事業予定者も協議を行いました。平成20年12月19日、その事業予定者からも協議中止の申し出がなされました。

このため、広島市及び広島大学において、プロジェクトの事業スキームの再構築の検討がなされ、センターは、平成21年7月末、広島市に対し土地等の取得期限を延長し、さらに、平成22年3月末までに、あらためて土地等の取得期限を協議することを了解しました。

その後、広島市から、実現性が高くかつ具体的な事業スキーム案が提示されたため、平成22年3月30日に、センターは土地等の取得期限を平成24年度まで延長することを了解しました。

センターとしては、広島市及び広島大学との密接な協議を行い、今後も早期の処分に努めていくこととしています。

イ. 東京大学生産技術研究所跡地の状況

東京大学生産技術研究所跡地について、平成19年度より独立行政法人国立美術館に分割購入を前提とした跡地購入のための予算が措置されているところです。

平成21年度は、平成21年4月24日付で独立行政法人国立美術館と当該跡地についてセンター持ち分の売買契約を締結し、5月1日付けで所有権を移転しました。また、未売却のセンター持ち分については、貸付を継続して行いました。

なお、来年度以降も、独立行政法人国立美術館の予算額に応じて、引き続きセンター持ち分を売却していく予定であります。

(5) 損益の状況

施設整備勘定の本年度の経常利益は、△3,896百万円となっています。

なお、施設費交付事業に要した経費は、それに見合う収益が無い場合、センター法第15条第5項の積立金を取り崩して充当するという制度設計となっています。このため、仮に費用と収益の差が損失となった場合は、当該損失に相当するセンター法第15条積立金取崩額が計上され、結果的に損益が均衡する仕組みとなっています。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

	平成21年度
経常費用	46,211
経常収益	42,316
経常利益	△ 3,896
当期純利益	△ 3,896
当期総利益	—

(6) 財産状態

施設整備勘定の平成21年度末の資産は、956,214百万円となっています。このうち558,312百万円は承継債務負担金債権であり、これは、国立大学法人法附則第12条第1項により、当センターが国立大学法人に対し有している債権です。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

	平成21年度
資産の部	956,214
負債の部	921,778
純資産の部	34,436
負債純資産合計	956,214

2. 対処すべき課題

当センターは、中期目標・中期計画により、全ての業務の確実な実施が求められています。(当センターの中期目標・中期計画は281頁「第6 法人の参考情報」に掲載しています。) さらに施設費貸付事業及び施設費交付事業については、以下のような課題があります。

(1) 国立大学等の施設整備

法人化後の国立大学等の施設整備の仕組みは、国からの施設整備費補助金を基本とし、それを補完するものとして当センターからの施設費貸付金(附属病院等の整備を対象)及び施設費交付金があります。

国立大学等の施設は、学術研究や人材育成のための活動拠点であり、科学技術創造立国の

実現を目指す我が国にとって、不可欠な基盤ですが、老朽化・狭隘化が著しく、第3期科学技術基本計画（平成18年閣議決定）などにおいても、その改善が最重要の課題とされています。

当センターにおいては、国と一体となって国の施設整備計画に従い施設費貸付事業及び施設費交付事業を行っており、上記の課題に対応するため、国立大学等の施設の重点的・計画的な整備を進めることが求められています。

(参考)

科学技術基本計画（抜粋）

平成18年3月28日閣議決定

3. 科学技術振興のための基盤の強化

(1) 施設・設備の計画的・重点的整備

世界一流の優れた人材の育成や創造的・先端的な研究開発を推進し、科学技術創造立国を実現するためには、大学・公的研究機関等の施設・設備の整備促進が不可欠であり、公共的施設の中でも高い優先順位により実施される必要がある。

その際、特に大学には次世代をリードする研究者など優れた人材の輩出が要請されていることから、創造的な学問、研究の場にふさわしい環境・雰囲気の醸成が求められる。

① 国立大学法人、公的研究機関等の施設の整備

国立大学等施設緊急整備5か年計画により、優先的に取り組んできた施設の狭隘解消は計画通り整備されたものの、老朽施設の改善は遅れ、その後の経年等による老朽改善需要とあいまって、老朽施設は増加した。また、平成13年度以降新たに設置された大学院への対応、若手研究者の教育研究活動スペース確保への対応、新たな診断・診療方法の開発に伴う研修・実習への対応など、新たな教育研究ニーズも発生している。

1960年代から1970年代にかけて大量に整備されてきた国立大学法人等の施設の老朽化が深刻化しており、機能的な観点から新たな教育研究ニーズに対応できないだけでなく、耐震性や基幹設備の老朽化など安全性の観点からも問題があるため、国は、老朽施設の再生を最重要課題として位置付け、長期的な視点に立ち計画的な整備に向けて特段の予算措置を講じる。

国立大学法人等において必要な整備面積は約1,000万平方メートルに達している。国は、このうち、卓越した研究拠点、人材育成機能を重視した基盤的施設について、老朽施設の再生を最優先として整備する観点から、第3期基本計画期間中の5年間に緊急に整備すべき施設を盛り込んだ施設整備計画を策定し、計画的な整備を支援する。

また、長期借入金等により整備を進めている大学附属病院や国立高度専門医療センターについては、引き続き、先端医療の先駆的役割などを果たすことができるよう、着実に計画的な整備を進めることを支援する。

国立大学法人等は、全学的視点に立った施設運営・維持管理や弾力的・流動的スペースの確保等の施設マネジメント体制を一層強化するとともに、産業界・地方公共団体との連携強化、寄付・自己収入・長期借入金・PFI（民間資金等活用事業）の活用など、自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を推進することが求められる。国は、国立大学法人等のこのような改革への取組を促進するために、必要な制度の見直しを行うとともに、国立大学法人等の取組を積極的に評価した上で、優先的な資源配分を行う。

(2) 大学附属病院再開発整備

国立大学の附属病院は現在、42国立大学法人に45病院が設置されており、我が国における医療水準の最先端に位置し、また、地域における医療体制の中核として、住民等への医療供給の中心的役割を果たしています。

国立大学の附属病院の施設整備は、国立大学の法人化前から、財政融資資金からの借入金を財源として行われてきました。法人化後においては、当センターが施設費貸付事業として、従来同様、財政融資資金から一括して資金を借り入れるとともに、センター債券の発行を行い、それらの資金を財源として、各国立大学等へ貸し付けることとしています。

国立大学の附属病院は、医療機器の増大、医療制度・社会の変化に伴う患者ニーズの多様化により施設が狭隘となってきたり、また、昭和30～40年代に建設されたものが多いために老朽化や機能劣化が著しく、近年の医学の進歩に伴う医療の専門化・高度化への対応が困難な状況となってきました。

このため、国は将来の大学附属病院の在り方や教育・研究・診療の活性化状況を踏まえ、21世紀にふさわしい高度先進医療を行うことのできる病院として再生するよう、既存施設の点検・評価を行った上で、病院全体の再開発計画を立案し、これに基づき着実な整備を進めています。

当センターにおいては、国と一体となって、国の施設整備計画に従い、着実に施設費貸付事業を行っていくことが求められています。

(参考)

国立大学附属病院一覧

	大学名	区 分		大学名	区 分
1	北海道大学	大学病院	22	滋賀医科大学	医学部附属病院
2	旭川医科大学	病院	23	京都大学	医学部附属病院
3	弘前大学	医学部附属病院	24	大阪大学	医学部附属病院
4	東北大学	大学病院			歯学部附属病院
5	秋田大学	医学部附属病院	25	神戸大学	医学部附属病院
6	山形大学	医学部附属病院	26	鳥取大学	医学部附属病院
7	筑波大学	大学附属病院	27	島根大学	医学部附属病院
8	群馬大学	医学部附属病院	28	岡山大学	大学病院
9	千葉大学	医学部附属病院	29	広島大学	大学病院
10	東京大学	医学部附属病院	30	山口大学	医学部附属病院
		研究所附属病院	31	徳島大学	大学病院
11	東京医科歯科大学	医学部附属病院	32	香川大学	医学部附属病院
		歯学部附属病院	33	愛媛大学	医学部附属病院
12	新潟大学	医歯学総合病院	34	高知大学	医学部附属病院
13	富山大学	大学附属病院	35	九州大学	大学病院
14	金沢大学	大学附属病院	36	佐賀大学	医学部附属病院
15	福井大学	医学部附属病院	37	長崎大学	大学病院
16	山梨大学	医学部附属病院	38	熊本大学	医学部附属病院
17	信州大学	医学部附属病院	39	大分大学	医学部附属病院
18	岐阜大学	医学部附属病院	40	宮崎大学	医学部附属病院
19	浜松医科大学	医学部附属病院	41	鹿児島大学	大学病院
20	名古屋大学	医学部附属病院	42	琉球大学	医学部附属病院
21	三重大学	医学部附属病院			

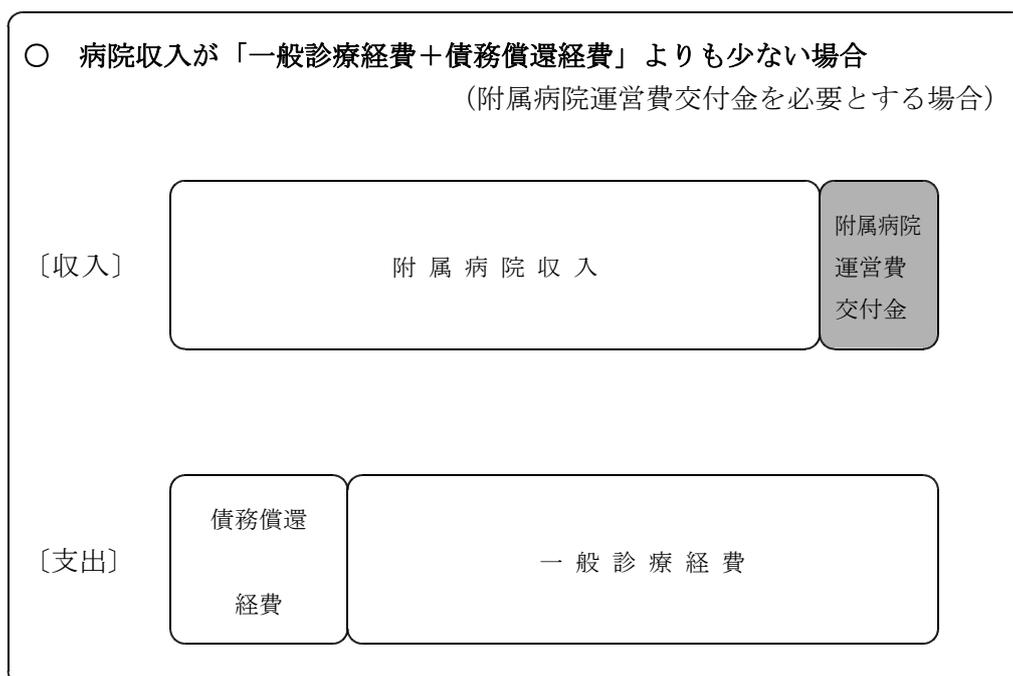
(参考)

当センターの施設費貸付事業の貸付先であり、かつ、国からの承継債務の負担者でもある国立大学法人の附属病院に対して、第2期中期目標期間中は、国から以下のような算定ルールにより運営費交付金が措置されています。

附属病院の運営費交付金について

「一般診療経費＋債務償還経費」は、原則「病院収入」で対応しています。但し、病院収入だけでは対応できない場合には、病院の診療機能に支障を来さないように「附属病院運営費交付金」が措置されています。

- 病院収入が「一般診療経費＋債務償還経費」よりも少ない場合
(附属病院運営費交付金を必要とする場合)



【注】

- ・第1期中期目標期間中は附属病院運営費交付金を受ける附属病院については、経営の効率化を求めることとして、17年度以降『経営改善係数2%』が課されていましたが、第2期中期目標期間は『経営改善係数2%』が撤廃されています。

3. 事業等のリスク

ここでは、当センターの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれておりますが、特に記載のない限り、当該事項は当センターが判断したものです。

(1) 国の政策及び外部評価制度に伴うリスク

当センターは、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学等における教育研究の振興に資することを目的とする国の政策を実現するための機関であり、特に国立大学等の施設の整備に関しては、国と一体となって、国が定める施設整備計画に従い事業を推進しています。このため、国の政策の変更が当センターの業務、業績に影響を与える可能性があります。

また、独立行政法人制度では、「中期目標」、「中期計画」、「年度計画」といった明確な目標設定が導入されています。こうした目標・計画の達成状況等について有識者で構成される評価委員会から評価を受けることになっており、その結果によっては、業務運営形態等が見直される可能性があります。

○ 独立行政法人整理合理化計画について

平成19年12月24日に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画（以下「整理合理化計画」といいます。）」において、当センターは同じ文部科学省所管の独立行政法人である大学評価・学位授与機構と統合することとされましたが、平成21年12月25日に閣議決定した「独立行政法人の抜本的な見直しについて」において、「整理合理化計画」に定められた事項については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討することとされました。

(参考) 独立行政法人大学評価・学位授与機構とは

独立行政法人大学評価・学位授与機構は、大学等（大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関をいいます。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことにより、多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする法人です。

なお、経常費用のほとんどは運営費交付金で賄われ、収支は均衡しています。

○ 行政刷新会議における「事業仕分け」について

平成22年4月に行政刷新会議によって行われた「事業仕分け第2弾」では、次の表のとおりの評価結果を受けました。

事業名	評価結果
施設費貸付事業 承継債務償還	当該事業は廃止 ファイナンスに関し、各大学の自立化を促進
施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分、財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言	当該事業は廃止 不要資産の国庫返納
高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究 経営相談事業（財務・経営の改善に資する助言等）	事業の廃止 各大学において民間のコンサルタントの活用
学術総合センター・講堂・会議室等の管理運営	事業の廃止 自治体・民間に任せることを含め、早急に結論をまとめる
東京連絡所の運営	当該法人が実施するが、事業規模は縮減 会議室等の共用化を進める
財務・経営の改善に資する情報提供事業のうち大学情報提供事業（国立大学法人経営ハンドブック等）	事業の廃止 ゼロベースで厳しく見直し

当該事業仕分けの評価結果を受け文部科学省においては、国民の意見募集等を行って今後の取組方針の検討を行ってきたところではありますが、平成22年12月7日に閣議決定した「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」では、当センターの施設費貸付事業について「事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性と資金調達の現状にかんがみて当面継続する。」とし、また当センターについては、「国立大学財務・経営センターについては、当面継続される上記事業にふさわしい実施主体の在り方やセンター債券の扱い等所要の事項に関する検討を行い、その結論を得た上で、廃止する。」との決定がなされました。当該閣議決定の具体的内容については、次の表のとおりとなっております。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
施設費貸付事業、承継債務償還	施設費貸付事業の見直し（承継債務償還については、施設費貸付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性と資金調達の現状にかんがみて当面継続する。
施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分、財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言	施設費交付事業の見直し（旧特定学校財産の管理処分については、施設費交付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学法人が直面する施設整備の必要性と資金確保の困難性等にかんがみて当面継続する。
	事業の廃止	22年度中に実施	財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言を廃止する。
高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究、財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言	事業の廃止	22年度以降実施	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究を廃止する。
		22年度中に実施	財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言を廃止する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
保有資産の見直し	キャンパス・イノベーションセンター	24年度以降実施	独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成21年度より管理・運営業務を廃止し、平成23年度末までの間の経過措置として東京工業大学及び大阪大学が管理・運営業務を行っているキャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）については、経過措置終了後に建物の売却や他機関への移管等を行うための準備を進める。
事務所等の見直し	学術総合センター内の講堂・会議室等の売却を検討	22年度中に実施	学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間に売却することを含め、年度内を目途に結論をまとめる。
	東京事務所等の集約・共用化	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、大学評価・学位授与機構とともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。
法人の見直し	事業の実施主体等に関する検討を行い結論を得た上で国立大学財務・経営センターを廃止	22年度以降実施	国立大学財務・経営センターについては、当面継続される上記事業にふさわしい実施主体の在り方やセンター債券の扱い等所要の事項に関する検討を行い、その結論を得た上で、廃止する。

(2) 金利リスク

当センターにおいては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を対象として、附属病院整備及びキャンパス移転整備について、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金を貸し付ける施設費貸付事業を行っています。施設費貸付事業の財源は財政融資資金借入金及びセンター債券により調達した資金となります。

このセンター債券に係る資金については、貸付期間が調達期間を上回ることとなり、債券借換時の金利リスクを負うこととなります。また、貸付の償還条件は1年据置後9年間半年賦元金均等償還ですが、調達の償還条件は満期一括償還であり、回収原資の再運用時の金利リスクが存在します。

これらのリスクに対応するため、附属病院の設備の設置に必要な資金の貸付については金利見直し制度を導入するとともに、平成22年度の貸付は財政融資資金借入金金利に0.2%上乘せした金利で貸し付けることとしています。

(3) 旧国立学校特別会計からの承継債務

当センターは平成16年4月1日に法人化する際、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しており、平成22年3月末時点で558,312百万円の債務残高があります。

この承継債務は、国立大学法人法附則第12条第1項により、文部科学大臣が定める国立大学法人が、当センターに対し文部科学大臣が定める額を負担することとされており、当センターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行うこととなっています。なお、国立大学法人が負担する際の金利、償還期間と当センターが財政融資資金に償還する際の金利、償還期間は一致しており、金利リスクは存在していません。

この承継債務の償還確実性を確保するため、同条第3項により、文部科学大臣が定める国立大学法人は当センターの承継した債務を保証することとされています。

(4) 流動性リスク

市場の混乱等により、当センターの資金調達が困難となる若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当センターの資金調達費用が増加する可能性があります。当センターでは、資金繰り状況を常に把握するとともに、取引銀行との間に101億円の短期借入金枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めています。

(5) 事務リスク

当センターは、役職員が正確な業務を怠る、あるいは業務遂行上の事故の発生等を原因として損失を被る可能性があります。当センターでは、内部監査室を設置し、センター業務が適正に行われているか監査を行うとともに、職員に対する事務手続きにおけるチェックの徹底、教育の実施などを通じ、事務過誤、不正等を未然に防止するとともに、事務処理水準の維持向上に努め、事務リスクの極小化を図っています。

(6) システムリスク

当センターは、コンピューターシステムのダウン及び誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被る可能性があります。当センターでは、情報システムに内在するリスクを把握し、システム障害等の未然防止及び情報システムの維持向上に努め、システムリスクの極小化を図っています。

4. 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

5. 研究開発活動

該当事項はありません。

6. 財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析

(1) 平成21年度末における財政状態について

当センターにおける法人単位の総資産額は、964,403百万円となっています。これを勘定別にみますと、施設整備勘定の956,214百万円が全体の99.15%を占めています。さらに施設整備勘定における資産のうち、承継債務負担金債権が558,312百万円であり法人単位の総資産額の57.89%を占めています。一方、負債についても資産と同様に施設整備勘定が全体の99.96%を占めています。これらは、平成16年4月1日の法人化に伴い国立学校特別会計の有していた財政融資資金に対する債務を当センターが一括して承継するとともに、国立大学法人法附則第12条第1項により、当該債務の償還財源を実質的に負担する国立大学法人に対し、当センターが当該債務相当額の債権を法律上持つこととなったためです。

〈各勘定別の財政状態〉

(単位：百万円)

		一般勘定	施設整備勘定	法人単位
資産の部		8,189	956,214	964,403
	負債の部	374	921,778	922,152
	純資産の部	7,816	34,436	42,251
負債純資産合計		8,189	956,214	964,403

(2) 平成21年度における経営成績について

当センターの法人単位全体における経常費用は、46,826百万円となっています。これを勘定別にみますと施設整備勘定の46,211百万円が法人単位全体の98.69%を占めています。

一方の経常収益においては、法人単位全体で42,950百万円、経常費用と同様に施設整備勘定における42,316百万円が法人単位全体の98.52%を占めています。

さらに法人単位全体の当期総利益は39百万円となっております。

〈各勘定別の経営成績〉

(単位：百万円)

		一般勘定	施設整備勘定	法人単位
経常費用		615	46,211	46,826
経常収益		634	42,316	42,950
経常利益		19	△ 3,896	△ 3,876
当期純利益		19	△ 3,896	△ 3,876
当期総利益		39	—	39

(3) 平成21年度におけるキャッシュフローの状況について

当センターの法人単位全体における業務活動によるキャッシュフローは、16,020百万円の資金の増加、投資活動によるキャッシュフローは6,003百万円の資金の増加、財務活動によるキャッシュフローは18,634百万円の資金の減少となっています。その結果、資金増加額は3,388百万円となり、資金期末残高は13,563百万円となっています。

〈各勘定別のキャッシュフローの状況〉

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
業務活動によるキャッシュフロー	△ 134	16,154	16,020
投資活動によるキャッシュフロー	△ 19	6,022	6,003
財務活動によるキャッシュフロー	—	△ 18,634	△ 18,634
資金増加額(△減少額)	△ 153	3,541	3,388
資金期首残高	342	9,832	10,174
資金期末残高	189	13,373	13,563

(4) 平成21年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の業務運営に関して国民が負担するコストを集約し、情報開示の徹底を図り、納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、独立行政法人会計基準に基づく財務書類として作成しています。

行政サービス実施コスト計算書は「独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト」との特有の観点から、損益計算を通じない場合の減価償却相当額や国の資産を利用する場合の機会費用など、損益計算書には計上されないが広い意味で最終的に国民の負担に帰すべきコストを集約表示しています。

当センターの法人単位全体における行政サービス実施コストは、4,763百万円となっています。なお、施設整備勘定の行政サービス実施コストは全て業務費用となっています。

〈各勘定別の行政サービス実施コスト計算書〉

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
I 業務費用	466	3,896	4,362
II 損益外減価償却相当額	295	—	295
III 引当外賞与見積額	0	—	0
IV 引当外退職給付増加見積額	△ 4	—	△ 4
V 機会費用	110	—	110
VI 行政サービス実施コスト	867	3,896	4,763

(5) 財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

財政投融资を活用している事業については、将来の国民負担がどの程度になるかを明らかにする等のため政策コスト分析を行っており、分析結果については当センターのホームページにより公表しています。

分析に当たっては、一定の前提条件（金利、事業規模、利用見込みなど）を設定して、各財投機関が財政投融资を活用している事業について、将来にわたるキャッシュフロー等を推計し、それに基づいて、①国から将来にわたって投入される補給金等と、②これまで投入された出資金等による利払軽減効果（国にとっての機会費用）などの額を試算しています。

区 分	政策コスト	分析期間
平成22年度	75億円	29年間

政策コスト分析については、275頁「第5 経理の状況 6. 平成22年度政策コスト分析」に掲載しています。